

報告第19号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：都市整備課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	62,284円
相手方	海部郡牟岐町在住の男性
事故発生年月日	平成31年2月6日
事故発生場所	小松島市立江町字下内江19番地の4地先
事故の概要	

事故発生場所にて相手方所有の車両が対向車を避けるために道路端に停車したところ、道路が陥没し、同車両の左前輪タイヤ・ホイール等を損傷したもの。

平成31年3月8日 専決第3号

小松島市長 濱田 保徳